

令和2年 第8回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和2年8月20日(木)

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年8月20日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター 2F
- 3 出席した委員

農業委員 10名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
		5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 2名

田島第5	湯田 孝義	南郷第2	五十嵐久長		
------	-------	------	-------	--	--

- 4 欠席した委員

農業委員 1名

4番	湯田 重行				
----	-------	--	--	--	--

推進委員 3名

田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也	田島第10	渡部 和幸
------	-----	------	-------	-------	-------

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 現状確認証明申請について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について

- 7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、4番湯田重行委
員であります。本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する
法律第27条第3項の規定により過半数に達しております。また、会議規
則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、
2名に出席していただいております。

議 長

続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります
が、会議規則第20条第2項の規定により、2番星利信委員、3番湯田義
三委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名を
お願いいたします。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局

(事務局長が議案書にそって報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が
欠席ですので事務局から説明お願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。星仁委員より調査結果の報告をお預かりしてい
ますので、議案第1号、事件番号1の報告をさせていただきます。譲渡
人、譲受人、土地の所在等につきましては、議案書のとおりになります
ので、議案書3ページの事件番号1番をご参照いただければと思います。
調査ですけれども、8月7日に調査を行ったということです。調査した内
容ですが、申請の理由、農地法第3条の許可の要件、その5つについて
であります。まず、申請理由でありますけれども、譲渡人は兼業農家で
あることから、申請地は栗林だそうです。栗林であるために、申請地ま
では手が回らないということがありまして、経営規模を縮小するために
譲受人に△△△で申請地を譲渡し、譲受人は経営規模拡大のため、申請
地を譲り受けて耕作管理するという内容でございます。次に農地法第3
条の許可要件の5項目についての部分ですけれども、1点目の下限面積

要件、こちら譲受人の耕作面積は田が、□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡と記載されておりましたので、委員のほうから事務局に数字的なものは間違いないかと確認がございました。事務局で農地台帳を確認いたしまして、間違いないと委員のほうに報告しております。申請地ですけれども、□□□□㎡の畑でありまして、農用地区域内の農地になります。このため申請地を含めまして下限面積は30aとなるわけですが、譲受人は耕作面積□□□□を超過していますので下限面積につきましては問題がない状態です。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、申請書の内容を聞き取りしたところ、世帯合計で150日農作業に従事される予定されとのことでしたので、目安の150日を超過していますので問題はないとのことです。3点目、地域との調和要件ですけれども、申請地は、現在作付けされている粟をそのまま利用されるという事なので特に何かが変わるということもないので、周辺の農地に影響を与えるようなことはないと思われるとのことです。4点目、農地のすべてを効率的に耕作する全部効率要件でございますけれども、譲受人はトラクターをはじめ、多数の大農機具を保有していますので、経営農地の効率的な耕作に問題はないと考察されるとのことでした。5点目、最後ですけれども、法人とのことですが、譲受人は個人ですので法人ではありませんので農地所有適格法人につきまして問題はありません。

以上、調査の結果、許可が相当とであるとの報告でしたので審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたします。

議 長

次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第10区渡部和幸推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。渡部委員より調査結果をお預かりしていますので事件番号2番について報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては議案書3ページ、事件番号2番のほうに記載ございますのでご参照ください。8月9日に調査を行ったとのことでございます。調査した内容ですが、申請の理由、農地法第3条の許可の要

件についてでございます。申請理由ですけれども、譲渡人は、譲受人の希望によりまして申請地と譲受人の所有する宅地、こちらを△△△で等価交換するとのことでした。総会資料の中の事件番号2番、申請事由のなかに、△△△円、等価交換と書いてあるのはそういった理由でございます。農地と宅地との等価交換をされるとのことでした。譲受人は申請地を譲り受けて耕作管理するという内容になります。

許可の要件の状況ですが、1点目の下限面積要件、こちらにつきましては、申請地は□□□□㎡の畑でありまして、農用地域外の農地になります。農用地域外の農地になりますので、申請地を含めまして1㎡以上の耕作面積があれば、この要件をクリアすることになります。譲受人の耕作面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡の記載ありましたので、その内容について委員さんの方から事務局へ確認がありましたが、こちらのほうも間違いがない旨委員さんの方へ報告いたしました。譲受人の耕作面積1㎡を超えていますので、1㎡の下限面積のほうは十分クリアしておりますので問題はありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、こちら聞き取りしたところ、世帯合計で260日必要な農作業に従事される予定であるとのことでしたので、年間150日が目安になりますので、農作業常時従事要件はこちらの部分についても問題はないとのことでございます。3点目、地域との調和要件でございますが、申請地には野菜を作付けされるとのことでした。特に周辺の農地利用に影響を与えるようなことはないと思われるとのこと委員のほうから報告がありました。4点目なんです、農地のすべてを効率よく耕作するという全部効率利用要件、譲受人ですが、譲受人は89歳と大変高齢となっております。実際の農地の耕作、譲受人は、大変農地を持っておられるようなんですけど、主に息子さんがされておられるそうです。このことがありまして、譲受人本人が農地の経営にあまり携われない、息子さんが耕作するということで、委員のほうから大丈夫なのかという確認がございました。事務局で調べましたところ、皆さんの手元に資料の6が渡っていると思います。この資料なんです、出所が平成21年7月3日付けで農林水産省が発行した農地制度の見直しについて、今の制度について、説明書きしたもの、抜粋したものでございます。この資料の右側、1番上の欄、改正後の欄に全部効率利用要件と書いてあります。左側に現行がありまして、現行の全部効率利用要件では、2行目、全部効率利用要件の農地権利を取得しようとするもの又はその世帯員という形になっております。従来は、世帯員じゃないと認めませんという事でした。見直しの中で、右側の改正後を見ていただくと2行目の世帯員等と改めてあります。この世帯員等の中身でございますけれども、譲受人本人あるいは、生計を一にする親族、世帯員と書いてなくて、生計を一にする親族もしくは、農地を耕作する生計を一にする二親等内の親族が耕作事業を行えば認められることが条件で緩和されております。譲受人は携わらないけれども息子さんは、世帯員ではないようなんですが、生計を一にする親族ではあるようですので、世帯員等とのことで該当するとのこと委員のほうにはお伝えしてございます。加えまして、譲受人の世帯では、トラクターは

じめ多数の大農機具を保有していることも含めまして、要件は問題なくクリアするだろうと思います。最後なんですけども、法人の場合はですが、譲受人は法人ではなく個人ですので問題はありません。

以上、調査をしました結果、許可が相当であるとの報告ですので審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしま
す。

議 長

次に事件番号第3を議題といたします。地区担当調査員の田島第3区
星仁推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。事件番号3につきまして、調査結果をお預かり
していますので報告させていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在
等につきましては、議案書記載のとおりになりますので、事件番号3番
のほうに記載ございますのでご参照いただければと思います。

調査ですけども、8月7日に調査を行ったとのことでございます。調
査した内容ですが、申請の理由、農地法第3条の許可の要件についてで
ございます。申請理由ですが、譲渡人は高齢であることから経営を縮小
するため無償で申請地を譲渡し、譲受人は申請地が自宅に近い、耕作に
便利だという事もございまして、経営規模拡大のため、申請地を譲り受
けて耕作管理するものです。農地法3条の許可要件の5つの部分につい
てでございますけども、1点目の下限面積要件、こちらにつきまして、
申請書に譲受人の耕作面積、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で
□□□□㎡と記載されてありましたので、この部分について事務局に委
員さんの方から確認ありました。事務局で内容を確認し、間違いがない
旨委員さんの方に回答してあります。申請地なんですけども、□□□□㎡、
現況が畑の田でして、登記地目は田んぼ、農用地区域外の農地でありま
す。下限面積は1㎡になりますので、□□□□㎡以上耕作されていると
いうことで下限面積のほうは問題ありません。2点目、必要な農作業に
従事する農作業常時従事要件でございますけれども、こちらにつきまし
ても世帯合計で150日農作業に従事される予定であるとのことでしたの
で、目安となる年間150日従事する農作業常時従事要件はクリアするこ
とですから問題はないとのことでした。3点目、地域との調和要件です

けれども、申請地には野菜を作付けする計画とのことでございましたので、特に周辺の農地利用に影響を与えるようなことはないと思われるとのことでした。4点目、農地のすべてを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、譲受人はトラクターなどの多数の大農機具を保有していますので、経営農地の効率的な耕作に問題はないと考察されるとのことでした。最後になりますけれども農地所有適格法人につきましては、譲受人は法人ではなく個人ですので問題はないとのことでした。

以上、調査の結果許可が相当とであるとの報告でしたので審議のほうよりしくお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議 長

事件番号1について、地区担当調査員の田島第5区 湯田孝義推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 5

(湯田孝義) 譲渡人、譲受人については、事件番号1番に記載されておりますので略させていただきます。8月7日8時30分に***の***の場所に兩人、二人で来ていただきまして理由を調査いたしました。まず申請の理由ですが、譲受人は、現在自宅を本社として◆◆◆及び◆◆◆を営んでいるところですが、業務の拡大により従業員数が増えたことから対応が困難となったため、しっかりとした本社機能を確保するために事務所を建築する計画となりました。申請地は、都市計画区画整理地内でもあることから土地の造成も施されているためすぐに利用が可能であり、現在の本社事務所からも近いなど、極めて利便性が高いため、選定したとのことです。次に、農地法第5条の許可条件との整合性の関係ですが、立地基準は、申請地は先ほど申し上げた都市計画区画整理地内であることから第3種農地となります。第3種農地は原則転用が許可されます。まず、一般基準の1つとして、転用行為を行うに必要な資力及び信用があるかですが、通帳の写しを確認したところ、事業費の△△△円を十分に上回る残額が確認できますので資金に問題はありません。

2つとしては、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てない場合、権利の設定はありませんので問題はありません。3つとして、許可後、遅滞なく申請にかかる用途に供する見込みがない場合、施行規則第47条第1号は、問題ないと考えます。4つとして、申請にかかわる事業について、行政庁の免許、許可、認可等の処分もしくは、他の法令との調整が済んでいることは、これについても問題はありません。5つとしては、転用面積が申請地にかかわる事業目的から見て、適正と認められない場合、同条第4号は、駐車場を含む事務所の用地として□□□□㎡は過大ではないと思われますので問題ないと考えられます。6つ目として、周辺農地の営農条件に支障を生じさせないか、被害防止策の妥当性についてですが、取水は町の上水道に接続し引き込が可能な状態です。平担であるため雨水、土砂の流失はないと思われますので、適性に対応する計画とのことです。汚水につきましては、町の公共下水道へ接続し排水する計画であります。以上の点から問題はありませんので、許可が相当であると考えますので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第5区
湯田孝義推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 5

(湯田孝義) 事件番号第2、譲渡人、譲受人については、記載されておりますので省略させていただきます。同じく8月7日 10 時に〇〇〇〇さんと●●●●さんに来ていただきました。***の***の場所で調査いたしました。申請理由ですが、譲受人は、現在***地区で◆◆◆を営んでいる●●●●さんですが、***地域での受注がかなり増加していることから、業務の効率化を図るため***地域内に資材置き場を設置する計画となりました。申請地は、都市計画区画地域内であることから土地の造成工事も施されているためすぐ利用が可能であり、自宅からも近く管理しやすいことから最適であると判断し選定したとのことです。農地法第5条の許可条件との整合性の関係ですが、立地基準ですが、申請地は都市計画区画整理地内であることから第3種農地となります。第3種農地は原則転用が許可となります。一般基準として、1つとして、

転用行為を行うに必要な資力及び信用があるかですが、通帳の写しを確認したところ、事業費の△△△円を十分に上回る残額が確認できますので資金上に問題はありません。2つとしては、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得てない場合、権利の設定はありませんので問題はありません。3つとして、許可後、遅滞なく申請にかかる用途に供する見込みがない場合、施行規則第47条第1号は、問題ないと考えます。4つとして、申請にかかる事業について、行政庁の免許、許可、認可等の処分もしくは他の法令との調整が済んでいることは、これについても問題はありません。5つとしては、転用面積が申請地にかかる事業目的から見て適正と認められない場合、施行規則第4号については、建築資材置き場用地として□□□□㎡は過大ではないと思われますので問題ないと考えます。6つ目として、周辺農地の営農条件に支障を生じさせないか、被害防止策の妥当ですが、取水は必要ありません。汚水は利用上発生いたしません。周囲に流出しないよう砂利を用いて造成する計画ですから問題ありません。以上のことから許可が相当であると考えますので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の南郷第2区
五十嵐久長推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

南郷2

(五十嵐久長) 五十嵐久長です。8月6日に調査に行ってまいりました。
譲渡人が〇〇〇〇さん71歳。譲受人●●●●さん44歳。●●●●さんは◆◆◆◆になってますが◆◆◆◆です。〇〇〇〇さんと●●●●さんは親子関係になってます。許可を取ろうとする場所の表示、***字***、農用地区域内の農地になってます。地目が田、面積が□□□□㎡、一般住宅・駐車場・通路等に使われます。土地代金は△△△です。譲受人は、現在***地内の***に住んでおられますが、3人家族で手狭間なのでこの***に建築することになりました。資料の3を見てもらうとわかるんですが、周りにも民家があつて特に問題はないと思われます。よろしくをお願いいたします。

議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号4を議題といたします。地区担当調査員の南郷第2区五十嵐久長推進委員から調査結果の説明お願いいたします。
南郷2	(五十嵐久長) 8月7日に調査に行っまいりました。〇〇〇〇さん、79歳無職。譲受人●●●●さん43歳。この土地は、今まで●●●●さんが借りて雪置きにしていたましたが、今回ずっと借りててはなんなので、△△△円で買い取るということになりました。現在は萱とか生えていて荒れてるような状態です。以上です。よろしくお願いします。
議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。以上で議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題とします。事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	事務局の八木沢です。湯田慎也委員から調査結果を預かっておりますので報告させていただきます。申請人と土地の所在地等は、議案書8ページ事件番号1のほうに記載されておりますのでそちらをご参照ください。資料としましては、資料番号5番となります。調査ですけども、8月13日に調査したとのことです。調査ですが、申請人が遠方に住んでま

すので電話で聞き取りを行ったとのことでした。調査の内容は、現況確認証明の許可の条件4つでありますけども、それについて調査したとの報告でございます。1つ目、山林原野化しまして、あるいは宅地化して農地に復元することが著しく困難な土地であること。これが1つの条件ですけども、申請地には、家屋と物置、写真がモノクロになって判りづらいますが、Cって書いてあるもの左側の2つ目の写真です。この右側のほうの真ん中あたりに建物風の物がわかるかと思うんですがこれが物置のようです。私も現地見てきたんですが、実際に物置がありました。申請地には、家屋の他に物置もある状態でございます、家屋の登記年月日、資料の3ページをご覧くださいと資料の左上、横長に見ただいて左上の所に丸をしまして、建物の登記年月日からしますと40年以上にわたり、申請地が住宅の敷地として利用されてきたということになるわけです。申請地の現況ですけども、写真が判りづらくて申し訳なかったんですが、現況は石が大変多くて表土が薄くなっておりまして、家の周りには草刈りなどしなかったためだと思いますが、ススキなどの雑草が大変繁茂している状態です、地盤がたいへん固い状況でした。そういった状況ですので、耕起についてトラクターで行うのは無理だろうと、建設用の重機で起こすしかないと考えられ、農地への復旧は極めて困難な状態だろうと委員のほうから報告がありました。2点目、申請地が農地転用を受けた農地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことでございますけど、こちらにつきましては、委員より事務局のほうに確認がありましたので、農地台帳等内容確認しましたが、過去に農地転用の許可を出したとか経過とか無断転用を指摘されたとか状態はないという旨の報告をしております。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、事務局へ委員のほうから確認がありましたので、申請地につきましては、農振農用地区域外の農地でございますので報告しております。最後に4点目になりますが、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点ですが、こちら申請書に添付されていた建物の登記の年月日を確認したところ、家屋が昭和55年2月13日に登記されているということが判明しております。その他に委員のほうから申請地の課税状況を見てくださいとのことで話がありましたので、事務局で確認して委員へ報告しております。内容ですけれども、先ほど説明しました物置、農地法施行以前の昭和26年に申請地に建築されており、土地の課税は、残っているデータが少なかったんですが、昭和38年ここから宅地として課税されている状態で現在まで宅地の課税が続いている状況です。このことから、申請地は50年以上、60年近くになりますけども、現在まで宅地として課税されてきたということになりまして、20年以上前から非農地化していることは明らかということになっております。以上の調査の結果、証明が相当であるとの報告でございますので審議をお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

5 番	(平野恒二) 申請人が***になってるんですが、現在は留守なんですか、空き家なんですか。
事務局	空き家の状態でした。私も確認に行ったんですが、その時には物置のものとかを出してるような形でした。聞いてみたら住んでいないと。今は。
5 番	(平野恒二) はい、終わります。
議 長	他にございませんか。
7 番	(渡部一男) ○○○○さんは息子だよな。○○○○さんは。
事務局	息子さんとか、そういうのは、申請内容とはちょっとわからないので。○○○○さんが申請人で、所有者ってことです。
7 番	(渡部一男) 多分、○○○○さんていう人が亡くなったんだと。 ❖❖❖の裏だべ。
事務局	そうです。❖❖❖の裏の◇◇◇の駐車場の隣。
議 長	空き家状態だってことね。
事務局	空き家状態だと思います。
議 長	他にございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたします。 以上で議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の馬場です。私のほうから議案第4号の農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書10ページの利用権設定内訳8月分をご覧ください。筆数面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が6筆 10,225 m ² 、畑が6筆 1,697 m ² でありま

す。新規については、田が20筆、24,115㎡、畑が4筆10,817㎡でした。再設定と新規合わせて、田が26筆34,340㎡、畑が10筆12,514㎡となりまして、合計36筆46,854㎡となります。続きまして、11ページからは利用権設定の一覧となっております。11ページ、続いて12ページの36番までとなっております。まず、使用貸借権の設定でございますが、***地域の***、***地区、***地域の***地区、***地域の***、***地区において設定されておりますが、理由につきましては、自ら耕作できないため、農地を荒らさないで管理してもらえらなると、そういった貸付人の意向によるもので設定しております。続いて、12ページの左側番号の30番から最後の36番までにつきましては、農地中間管理事業による集積計画一括方式による利用権設定でございます。これらの次の13ページに同じものが載っておりますが、こちらのほう、農地中間管理機構が貸付ける配分計画となっております。これら7筆に関しましては、農地中間管理機構をとおして農業法人であります、◇◇◇◇が借り受ける計画となっております。以上で議案第4号について説明を終わります。

議長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

3番 (湯田義三) ちょっといいですか。設定期間の年数、これは1年でも可能なわけなんだよね。

事務局 1年でも設定はできます。

3番 (湯田義三) 1年でもできんのか。この前ちょっと人に言われて。それは、大丈夫だと思ってはいたんだけど。

ただ、1年だと頻繁にね、手続きやなんねえんから。自分の体が続く限りだから言われて。なるほどなあって思って。

事務局 本年度についても、1年で設定してる案件はたしか1件くらいあったような。

3番 (湯田義三) 例えばこれ10年でやって、体壊してできなくなったと。残り8年あると。この場合は何か書類出すの？

事務局 一応利用権は、出来なくなるのであれば、例えば途中で解約届を出して解約するとか、やっているケースは見受けられます。

議長 よろしいですか。
他にございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第4号の審議を終了いたします。 総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。
議 長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局	(事務局長、業務日程について説明)
議 長	はい、ありがとうございました。業務日程について何か質問ございませんか。
3 番	(湯田義三)(28日の研修会の出欠の質問)
議 長	(24日の日程の詳細、要請書の件で南会津町が選ばれたので知事へ訪問の報告)
議 長	他に何かこれに関して質問ありませんか。
議 長	ないようなのでその他に入ります。 「ブロック合同農地パトロールの状況について」事務局から説明してください。
事務局	(事務局長から「ブロック合同農地パトロールの状況について」の説明)
議 長	はい、皆さんからご質問ございませんか。
議 長	ないようなので次に「本県農業の発展に向けた要請(検討素案)について」事務局からを説明してください。
事務局	(事務局長より「本県農業の発展に向けた要請(検討素案)について」の説明)
議 長	何か質問ありませんか。
田島 5	(湯田孝義)(基盤補助整備について要望・意見) (上記について意見交換)

5 番	(平野恒二) (担い手の育成、確保対策についての中の新型コロナウイルス関連対策への意見) (上記に関しての意見交換)
10 番	(室井文一) (米、業務用米、飼料用米についてへの要望) (上記に関しての意見交換)
農林課	(農政係 藤沢一彰) (米・備蓄米、飼料用米に関しての補助金の説明) (上記に関しての意見交換)
5 番	(平野恒二) (農地パトロール開始・終了時間について) (農地パトロール図面の変更・更新、又、タブレットにしたかどうか等、意見)
事務局	(事務局長・補佐 図面、タブレットについて説明)
議 長	他にございませんか。
5 番	(平野恒二) (体温調査の結果への意見)
議 長	他にございませんか。 ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。
職務代理	貴重なご意見ありがとうございました。 これを持ちまして令和2年第8回南会津町農業委員会総会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 00 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

2 番

3 番